平成２９年（フ）第７８８号
堺市西区鳳東町３丁292番地３　ビアンコート１Ａ
債務者　山口　圭史
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７９９号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番59―505号
債務者　志水　建太
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８３０号
堺市堺区今池町６丁３番１―304号
債務者　多田真由美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉35番地３510号室、前住所札幌市東区北９条東１丁目２番３―203号
債務者　此松　紗貴
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
北海道帯広市大空町１丁目９番地　光３―345号
債務者　郷原　繁雄
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
福島県会津若松市緑町３番33号　県営緑町団地15棟５号、前住所福島県喜多方市熊倉町新合字小沼甲12番地１
債務者　長谷川久子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３２１１号
大阪府東大阪市花園東町２丁目３番17号フォレスト２　１Ｆ
債務者　富額堂こと　松井　豊子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４８４号
大阪市大正区泉尾７丁目13番１―206号
債務者　久原　米子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５５号
大阪府門真市幸福町１番18―305号
債務者　酒井　栄子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８６６号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番22―103号
債務者　野澤　輝子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３４号
大阪市鶴見区浜２―２―37―705　酒井方、住民票上の住所大阪府東大阪市菱江５丁目14番11号　酒井方
債務者　インテリア伊藤こと　伊藤　貴之
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３２号
大阪市此花区高見１丁目４番52―504号
債務者　細谷　佳正
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１９１号
大阪府東大阪市本町２番25号
債務者　遠藤　善子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２０６号
大阪府守口市高瀬町１丁目11番７号
債務者　丸山　初恵
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８７号
大阪府東大阪市横沼町２丁目６番５号　阪口マンション　401号
債務者　向川　利弥
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２９２号
大阪府吹田市山田西１丁目３番７号、前住所大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ19―110号
債務者　佐竹大三郎
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５号
岡山県久米郡美咲町周佐766番地１、前住所大阪府摂津市鶴野１丁目１番36―802号　パークサイド
債務者　鈴木　マミ
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
岡山地方裁判所津山支部